

第二中学校地区
交流センター
指定管理者募集要項

令和8年10月
弘前市市民生活部市民協働課

I	要項の趣旨	1
II	施設の概要	1
1	名称及び所在地	1
2	設置目的	1
3	施設の概要	1
III	管理の条件	1
1	目指す方向性と特に要請する事項	1
2	成果指標	2
3	管理の基準及び指定管理者が行う業務の範囲	2
4	自主事業	3
5	指定期間	3
6	有料施設使用料	4
7	指定管理料	4
8	指定管理者と市の責任分担	6
9	消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関して	7
IV	申請の手続	7
1	応募資格	7
2	提出書類	8
3	公募説明会	10
4	質問事項の受付	10
5	申請書等の提出	10
6	連絡先及び申請書等提出先	11
7	留意事項	11
V	指定管理者の候補者の選定	12
1	選定方法	12
2	選定基準	12
3	選定審査対象からの除外	14
4	その他	14
VI	指定管理者の指定及び協定の締結	14
1	指定管理者の指定	14
2	協定の締結	14
3	その他	15
VII	モニタリング等	15
VIII	添付資料・様式等	15

I 要項の趣旨

弘前市では、平成18年度から指定管理者制度を導入し、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間のノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減等を図っています。

このたび、第二中学校地区交流センター（以下「本施設」という。）の管理運営を効果的・効率的に行っていくため、地方自治法第244条の2第3項及び弘前市指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集するものです。

II 施設の概要

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
第二中学校地区交流センター	弘前市大字平岡町72番地

2 設置目的

世代間の交流事業や高齢者に対する生きがいづくりの事業を行い、その保健福祉の向上を図るため、当施設を設置したものです。

3 施設の概要

別紙「第二中学校地区交流センター管理業務基準書」（以下「別紙基準書」という。）に記載のとおりです。

III 管理の条件

1 目指す方向性と特に要請する事項

(1) 目指す方向性

本市では、施設の設置目的である世代間の交流や高齢者の生きがいづくりへの活用はもちろんのこと、地域住民の健康づくりや生涯学習、伝統的行事等の伝承や児童の健全育成に関する事など、中学校との複合施設としての機能を最大限に活かし、地域コミュニティの拠点として親しまれる施設を目指しています。

(2) 特に要請する事項

① 利用促進を図る運営手法の提案

利用者の増加を図る効果的な運営手法の提案により、本施設の設置目的の達成と成果指標である年間利用者数の増加を図るため、利用促進に係る幅広い提案を要請します。

② 市民サービス向上

利用者アンケートの要望等を管理方法に反映し、成果指標である利用者満足度の向上を要請します。

③ 適切な維持管理の徹底

利用者が安全かつ快適に利用できるよう、安全面に配慮した適切かつ効率的な維持管理に努めることを要請します。

④ 教育環境の保全や生徒への安全対策の提案

教育環境の保全と、生徒に対する安全対策の取組について提案を要請します。

2 成果指標

指定管理者による管理運営を客観的に評価するため、成果指標及び目標値を設定します。この成果指標は、モニタリングの際の評価の視点となります。

(1) 成果指標について

指標名と単位	・利用者の利用満足度（％） ※利用者アンケートの満足度で、とても満足及び満足の占める割合。 ・年間利用者数 ※本施設と同地区に設置されていた勤労青少年ホーム（令和5年度で廃止）における貸室（体育室及び調理室を除く）の令和元年度利用者数（新型コロナウイルス感染症の影響が及んでいない時期）に施設規模等を勘案した値を目標値とする。
--------	---

(2) 目標値について

指標名	目標値				
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
利用者満足度（％）	90	90	90	90	90
年間利用者数（人）	4,300	7,100	7,100	7,100	7,100

3 管理の基準及び指定管理者が行う業務の範囲

(1) 管理の基準

本施設は、弘前市交流センター条例の規定のほか、その他の規則で定める管理の基準に従って管理を行います。管理に当たっての基準は別紙基準書に記載のとおりです。

(2) 業務の範囲

指定管理者が行う業務の概要は次のとおりとし、業務の詳細は別紙基準書に記

載のとおりです。

- ① 本施設の使用の許可等に関すること。
 - ② 本施設の維持管理に関すること。
 - ③ 本施設で行う事業の実施に関すること。
 - ④ 地方自治法施行令第158条第1項の規定による使用料の徴収及び収納の事務に関すること。（別途徴収事務に係る業務委託契約を締結する。）
 - ⑤ その他本施設の管理に必要な業務。
- (3) 業務の執行は指定管理者が自ら行うものとし、第三者に対して再委託することはできません。ただし、一部の業務の執行については、市の承認を受けて第三者へ再委託することができます。

4 自主事業

指定管理者は、施設の設置趣旨に照らし、自己の責任のもと、本施設を有効活用して、利用者増加や施設の魅力向上等につながる自主事業を企画し、実施することができます。

市では、中学校との複合施設としての機能を活かし、地域コミュニティの活性化及び中学生を含む世代間交流の創出に寄与することを期待していることから、施設におけるイベントの開催等について、柔軟な発想による提案を求めます。

自主事業の実施にあたっては、事前に自主事業の内容を明らかにした上で市に協議し、市の承認が必要となります。また、指定管理者が経費（施設の使用料を含む）を負担しますが、自主事業により収入を得た場合は、その収入は指定管理者に帰属します。但し、実施に要する経費には市が支払う指定管理料を含むことはできません。

自主事業のうち、次の要件を全て満たすものは「提案事業」として、市が施設条例に基づき使用料を減免する場合があります。なお、提案事業に該当するかどうかは市が自主事業の承認時に判断します。

- ・提案した事業内容が施設条例上の設置目的に合致すること。
- ・実施する事業により施設の利用促進やサービス向上に繋がること。

5 指定期間

令和9年8月20日から令和14年3月31日まで（4年7か月12日間を予定）

※留意事項

○指定の期間は、令和9年第1回弘前市議会定例会（予定）での議決を受け決定します。

○指定後であっても、市の指示に従わないなど指定管理者による管理を継続す

ることが適当でないと認めた場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

○施設の廃止、大規模改修工事に伴う施設の休止や業務仕様の変更等に伴い、指定期間を変更することがあります。

6 有料施設使用料

本施設の使用に係る料金（以下「使用料」という。）は、市の収入とします。詳細は、別紙基準書に記載のとおりです。

7 指定管理料

(1) 指定管理者は、指定管理料をもって施設の管理運営を行うこととします。また、指定管理料は、応募団体からの提案額を基準に、市と指定管理者が協議を行い、予算編成過程を通じて市の会計年度ごとに協定で定めます。なお、基礎指定管理料に指定管理調整費を加算した額を、指定管理料として年度協定に定めます。

指定期間全体に係る基礎指定管理料の算定のための基準額は、下記基準額を上限とします。従って、これを超える基礎指定管理料に基づく事業計画書及び収支予算書の提案は、資格審査で失格となるので充分留意してください。

基準額（４年７か月１２日間の総額）	３１，４１９千円
--------------------------	-----------------

※上記基準額には消費税及び地方消費税を含みます。

※上記基準額には指定管理調整費は含みません。

(2) 収支予算の算定は、以下のとおりとします。

- ① 自主事業にかかる収入および経費については、収支予算に積算しないこと。
- ② 人件費にかかる部分は、別紙基準書に示した職員配置を確保したもので積算すること。
- ③ その他経常的経費（事務費、管理費）についても、別紙基準書に示した業務を遂行するために必要な経費を積算すること。

なお、施設の基本的構造の変更や資産価値を高める改修に要する費用・④以外の修繕と下記に示す費用は市が負担するので、収支予算には積算しないこと。

※市が負担する費用

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・光熱水費（燃料費・電気料・水道料）・電話料・業務委託料（清掃、機械警備、消防設備保守、防火設備保守、昇降機保守、除雪） |
|--|

- ④ 施設、設備及び備品等の修繕は、次表の修繕費の範囲内で指定管理者が執行するものとする。ことから、収支予算には当該修繕費と同額を計上すること。なお、基礎指定管理料のうち修繕費については、年度末で残額が生じた場合は、精算を行うこととします。

修繕の範囲	修繕費
以下の要件をいずれも満たす修繕。 ・その修繕が施設、設備及び備品等の原状回復・維持に要する修繕であり、基本的構造の変更や資産価値を高める修繕ではないこと。 ・当該修繕費用が10万円未満（消費税等を含む）であること。	各年度7万円 (消費税等含む)

- ⑤ 消費税及び地方消費税の税率は、現行税率の10%で積算すること。なお、今後、消費税及び地方消費税の税率が改正される場合は、市と指定管理者が協議を行い、指定管理料を定めるものとします。

(3) 支払方法及び経理区分

① 支払方法等

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに支払います。支払いの方法、回数等については市の会計年度ごとに協定で定めるものとします。

② 経理区分

指定管理者は、当施設の指定管理業務に係る経理とその他業務（法人等の固有業務）に係る経理を区分するとともに、当該経費・収入は、専用の口座で管理するものとします。（地方自治法第199条第7項の規定により、監査委員は、必要があると認めるとき、又は地方公共団体の長の要求があるときは、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務について監査を行うことができます。）

(4) 指定管理調整費

市では、指定管理施設の管理運営に要する経費について、物価及び賃金の変動への対応、職員の処遇改善及び本社等機能の維持その他指定管理業務の適正な実施を図るため、指定管理調整費制度を設けています。市は、別に定める指定管理調整費制度に基づき、予算の範囲内で、基礎指定管理料に指定管理調整費を加算することとしております。詳細については、別添「指定管理調整費制度における実務手引き」をご参照ください。

なお、応募団体は、前述の基準額（上限額）の範囲内で、指定管理調整費を含まない基礎指定管理料を提案してください。指定期間中の物価及び賃金の変動等

については、指定管理調整費制度により対応するため、基礎指定管理料の提案額に指定期間中の物価及び賃金の変動等を見込む必要はありません。

8 指定管理者と市の責任分担

指定期間中における指定管理者と市のリスク及び責任の分担の基本的な考え方は次のとおりとします。

なお、詳細については、後掲の基本協定を締結する際に協議の上定めるものとします。

項 目	負 担	
	指定管理者	市
管理上の瑕疵（故意・過失又は自主事業）による火災等事故による施設の損傷	○	
管理上の瑕疵（上記以外）による火災等事故による施設の損傷		○
管理上の瑕疵（故意・重過失又は自主事業）による施設利用者等の被災に対する賠償責任	○	
管理上の瑕疵（上記以外）による施設利用者等の被災に対する賠償責任		○
管理上の瑕疵（故意・重過失又は自主事業）による周辺住民への損害発生による賠償責任	○	
管理上の瑕疵（上記以外）による周辺住民への損害発生による賠償責任		○
管理上の瑕疵（故意・重過失又は自主事業）による火災事故による施設利用者等の被災並びに周辺住民への損害発生による賠償責任	○	
管理上の瑕疵（上記以外）による火災事故による施設利用者等の被災並びに周辺住民への損害発生による賠償責任		○
施設の火災共済保険加入（施設の瑕疵によるもの）		○
法令改正により必要となった施設躯体の改修等		○
法令その他の制度変更により生じた管理コストの増加	協 議	
指定管理者の責任による管理業務の停止	○	
施設設置者の責任による管理業務の停止		○

不可抗力（天災、火災、暴動、感染症拡大等市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な事象をいう。）による業務停止・損害・損失・増加費用	協 議	
管理物件の基本的構造に係る増改築・移設及び設備の更新		○
施設管理の業務引継のコストの負担	○	

9 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関して

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、適格請求書（インボイス）の発行に伴い、発行したインボイスの保存等の新たな事務も発生します。

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度」をご覧ください。

IV 申請の手続

1 応募資格

本施設の指定管理者に係る申請を行う者は、次の資格等を有することとします。

- (1) 法人その他の団体であること（法人格の有無は問わないが、個人では申請できない。）
 - ① 応募団体は、単独の団体又は複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）であること。
 - ② グループで応募する場合は、グループを代表する団体（以下「代表団体」という。）を定め、代表団体が申請手続を行うこと。代表団体は、グループの主たる業務を担う団体であること。
 - ③ グループで応募する場合は、申請後における代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。
- (2) 応募団体（グループの場合はすべての団体）は、弘前市内に主たる事務所（法人では本社機能）を有する団体であること。
- (3) 団体又はその代表者等が、次に該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する者
 - ③ 申請開始日から指定管理者候補者の決定の日までの間に、弘前市から指名停止措置を受けている者
 - ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消された者
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを

している者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者

- ⑥ 直近２年間の法人税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税（任意の団体にあつては代表者が市民税）、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又はその利益となる活動を行なう者
- ⑧ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にあると認められる者

(4) 複数応募の禁止

- ① 単独で応募した団体は、グループ応募の構成員になることはできない。
- ② グループの構成団体は、２以上のグループの構成員となることはできない。

(5) 次に掲げる資格を有する者（別紙基準書に記載する資格を有する者）を配置すること。

- ① 甲種防火管理者 １名

2 提出書類

(1) 指定申請書及び申請団体に関する書類

- ① 弘前市指定管理者指定申請書（様式第１号）
- ② グループ構成員表（様式第２号）※グループで応募する場合
- ③ 弘前市指定管理者指定申請に係る申立書（様式第３号）
- ④ 応募資格を有していることを証する書類

Ⅳの１応募資格 の見出し符号	区 分	提 出 書 類
Ⅳの１の(1)、(2)	法人の場合	定款、寄附行為
		登記事項証明書
	地方自治法第２６０条の２第１項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第２６０条の２第１２項の証明書

	法人でない場合	定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの
Ⅳの１の(３)の①、②、③、④、⑤、⑦、⑧	すべての団体	Ⅳの１の(３)の①、②、③、④、⑤、⑦、⑧に該当しない旨の申立書 (様式第３号)
Ⅳの１の(３)の⑥	納税義務がある場合	納税証明書（直近２か年分）
	納税義務がない場合	納税義務がない旨を記載した申立書 (様式第３号)
Ⅳの１の(５)	すべての団体	当該資格の証明書の写し

⑤ 団体の経営の状況を示す書類

ア 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類（直近２か年分）

イ 申請日の属する年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

⑥ 団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

⑦ 役員の名簿及び略歴を記載した書類

⑧ 現に指定管理者として管理を行っている施設若しくは指定管理者の申請を行っている施設又はＰＦＩ事業で維持管理・運営業務を担当している施設がある場合は、当該施設の名称及び所在地、指定の期間等を記載した書類

⑨ 類似施設管理実績調書（様式第４号）

⑩ ⑧及び⑨以外の業務経歴を説明する書類

⑪ グループ応募の場合は、すべての構成団体について上記④から⑩までの書類を提出すること。また、グループの規約又はこれに類するものを提出すること。

⑫ 各提出書類においては、法人の場合は記名押印すること。法人以外でも代表者が手書きしない場合は、記名押印も可とします。

(2) 施設管理に係る提案書

① 第二中学校地区交流センター事業計画書（様式第５号）

様式第５号を参照の上、本施設の管理内容について各項目に沿って提案してください。また、所定の様式に記入しきれない場合は、適宜様式の調整や書類の追加などを行い、必要に応じて、参考となる資料も添付してください。

② 自主事業計画書（様式第６号）

③ 第二中学校地区交流センター収支予算書（様式第７号）

④ 事業計画書等の概要（様式第８号）

上記①から③の各資料の概要をまとめた資料を提出してください。なお、概

要は選定過程を市民にわかりやすく示す際にも使用しますので、原則、開示できる内容としてください。

3 公募説明会

募集方法、提案書類、指定管理業務、管理対象施設の状況等についての説明会を以下のとおり開催します。また、この場で参考資料を配布します。

※説明会に参加しなくても、指定管理者候補者に申請することができます。

(1) 開催日時、場所

① 申請に関する説明会

- ・日時 令和8年10月26日（月）午前9時～午前10時
- ・場所 弘前市役所 前川新館6階大会議室

② 施設案内

- ・日時 令和8年10月26日（月）説明会終了後～午前11時
- ・場所 弘前市役所 前川新館6階大会議室

当該施設は建設中のため、主に図面を用いての案内となります。

(2) 申込方法

説明会への参加を希望する場合は、公募説明会参加申込書（様式第9号）を提出してください。

- ① 提出期限 令和8年10月23日（金） 午後5時（必着）
- ② 提出方法 申請書等の提出先に提出すること（FAX又は電子メールでの提出も可。ただし、受信できたか担当課に電話で確認をしてください。）。
なお、口頭、電話による申込みは受け付けません。

4 質問事項の受付

(1) 質問方法

令和8年10月27日（火）～11月4日（水）午後5時までに質問票（様式第10号）を申請書等の提出先に提出してください（FAX又は電子メールでの提出も可。ただし、受信できたか担当課に電話で確認をしてください。）。
なお、口頭、電話による質問は受け付けません。

(2) 回答方法

令和8年11月11日頃に市のホームページにおいて公表します。

（ホームページ<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>）

5 申請書等の提出

(1) 申請を受け付ける期間

令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）から令和 8 年 1 1 月 1 9 日（木）までの間の、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの間（ただし、市の休日を除く。）

(2) 提出方法

下記の提出先まで持参または記録が残る送付方法で提出してください。

なお、事業計画書等の概要（様式第 8 号）は、作成したワードデータも電子メール等により提出してください。（受付期間内必着）

(3) 提出部数

正本 1 部及び写し 1 8 部を提出してください。

6 連絡先及び申請書等提出先

弘前市大字上白銀町 1 番地 1 弘前市役所前川新館 2 階 市民協働課

電 話：0 1 7 2－3 5－1 1 1 1 内線 9 8 7

0 1 7 2－3 5－1 6 6 4（直通）

F A X：0 1 7 2－4 0－2 2 5 0（直通）

E-mail：shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp

7 留意事項

- (1) 申請書等の提出の際は、不足・不備がないように十分注意してください。
- (2) 市が必要と認める場合は追加資料を求めることがあります。
- (3) 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとします。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (4) 提出された書類は、弘前市情報公開条例の規定に基づく、開示請求の対象となることがあり、情報公開の請求がされた場合、情報公開の手続きを行いますので、予めご承知おきください。なお、情報公開に係る考え方は、別添資料の指定管理者等に係る情報公開運用指針に記載のとおりです。
- (5) 提出された書類等について、情報公開の請求があった場合において、市が開示しようとするときは、当該申請書等を作成した団体に対し、意見書を提出する機会を与えるものとします。なお、本指定管理候補者の決定前において、開示することで決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。
- (6) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- (7) 市の業務上の必要により、応募の事実に係る情報を市の機関において利用する場合があります。
- (8) 応募受付後に辞退する場合には、書面で提出してください。

V 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

弘前市指定管理者選定等審議会（以下「審議会」という。）及び弘前市指定管理者選定等審議会市民生活部小委員会（以下「小委員会」という。）での審査を経て、指定管理者候補者を決定します。

- (1) 小委員会において、下記の選定基準に基づき書類審査及びヒアリングにより、委員1名あたり100点満点で審査を行い、指定管理者候補者の選定案を決定します。
- (2) ヒアリングの実施日時等は、別途、申請者に通知します（令和8年11月実施予定）。
- (3) 小委員会の選定案をもって審議会で審議し、指定管理者候補者を選定します。
- (4) 審議会での審議結果をもって、市は指定管理者候補者に選定された申請者を適正と認めた場合は指定管理者の候補者に決定します。なお、指定管理者候補者に選定された申請者が適正と認められないときは、次順位の者と、協議を行う場合があります。ただし、次順位の者が指定管理者の候補者として選定されるための最低基準を満たさない場合はこの限りではありません。
- (5) 選定の結果は、令和9年1月下旬頃（予定）に全申請者へ書面で通知します。
なお、指定管理者候補者の選定結果については、申請団体名、申請団体ごとの採点結果等も含め市のホームページで公表します。
- (6) サービスの質や適正な管理運営の確保を図るため、指定管理者の候補者として選定されるための最低基準を配点合計の100分の60に設定します。当該基準を満たさない場合は、指定管理者の候補者として選定しません。

2 選定基準

評価項目		評価の視点	配点
(1)	総合的事項		10
	施設の設置目的及び市が示した管理運営の方針との適合性	・設置目的を理解し、市が示した管理運営の方針に沿った提案がされているか。	10
(2)	市民の平等な利用を確保することができること		5
	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・公の施設としてすべての利用者に対して平等な利用機会の提供が可能になっているか。	5

(3)	施設の設置目的を効果的に達成することができること		5 0
	①利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	・利用者増加を図るための取組が提案され、効果が期待できるか。	1 5
	②サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	・利用者サービスを向上する取組が提案され、内容は効果的か。 ・利用者ニーズを把握し、それを反映する適切な取組が提案されているか。	1 0
	③施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	・利用者が快適に施設を利用できるよう施設及び設備の維持管理が適切に行われるか。 ・安全管理に対する取組は適切か。 ・教育環境の保全や生徒の安全に対する取組が提案され、効果が期待できるか。	1 5
	④自主事業の企画内容及び期待される効果	・施設目的の中学生を含めた世代間交流や高齢者の生きがいに資する自主事業が提案され、実現性及び効果が高いか。	1 0
(4)	施設の効率的な管理運営ができること		1 5
	①収支計画の適格性及び効率性	・管理運営に係る収入、経費の内容が具体的で、適正に見込まれているか。 ・運営の効率化等により指定管理料の縮減に繋がっているか。	1 5
(5)	施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していること		2 0
	①安定的な管理運営が可能となる職員体制	・安定的かつ柔軟に管理運営できる職員体制となっているか。 ・職務に必要な研修等が計画され、職員の能力向上等を図る計画があるか。	5
	②安定的な管理運営が可能となる経理的基盤	・団体の組織体制が確立され、指揮命令系統等が明らかであるか。 ・指定期間中に安定的な運営が可能な収支基盤及び経営を有しているか。	5
	③個人情報等の適正な取扱いの確保	・個人情報等の適正な取り扱いの確保について具体的に記載しており、その内容が適切か。	5

	④類似施設の管理運営実績	・類似施設の管理運営実績があるか。また、どのような評価を得られているか。（本施設を現に管理している場合は、どのような実績及び評価を得られているか。）	5
合計			100

3 選定審査対象からの除外

申請者が次の要件のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外します。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出書類の提出期限を経過してから提出書類が提出された場合
- (5) 本募集について複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- (6) 提出書類の提出後に事業計画書の内容を大幅に変更した場合
- (7) その他不正行為があった場合

4 その他

選定基準に基づき市が審査を行う際、提出された事業計画書の提案内容に不足等があると判断した場合は、再度、提案を求めることがあります。再度の提案を求められた場合は、別途、通知する提案様式を用いて、速やかに提案してください。

VI 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和9年第1回弘前市議会定例会（予定）の議決を経て、指定管理者に指定します。

なお、議会の議決を得られないときや指定手続きの過程で指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたとき等の場合には、指定管理者の候補者を指定管理者に指定しないことがあります。

2 協定の締結

業務内容に関する事項、市が支払う指定管理料に関する事項、管理の基準等に関する事項等については、指定管理者と市との間で協定を締結します。

なお、協定は指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度毎

の指定管理料の支払いに係る事項を定めた「年度協定」を締結します。標準的な基本協定及び年度協定は別添資料のとおりですが、詳細については指定管理者の指定後に協議の上定めることとします。

3 その他

指定管理者が、指定から指定期間開始までの期間において次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市は指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

なお、この場合においては、「Ⅴ 指定管理者の候補者の選定」における次順位の者と協議し、指定管理者の候補者として議会に議案を提出する場合があります。ただし、次順位の者が指定管理者の候補者として選定されるための最低基準を満たさない場合はこの限りではありません。

- (1) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

Ⅶ モニタリング等

市は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者の管理業務の実施状況及び経理の履行状況に関し、定期的に又は随時に点検・評価を行い、その結果を公表します。

この場合において、管理が適正でないと認めたときは、市は必要な指示を行います。なお、状況が改善されない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

Ⅷ 添付資料・様式等

本募集要項を補足する添付資料等は次のとおりです。

管理業務基準書	別紙「第二中学校地区交流センター管理業務基準書」のとおり。
申請書様式 ・資料	別添「第二中学校地区交流センター指定管理者申請書様式・資料集」のとおり。 ・様式第1号 弘前市指定管理者指定申請書 ・様式第2号 グループ構成員表 ・様式第3号 弘前市指定管理者指定申請に係る申立書 ・様式第4号 類似施設管理実績調書 ・様式第5号 第二中学校地区交流センター事業計画書 ・様式第6号 自主事業計画書

	・様式第7号 第二中学校地区交流センター収支予算書 ・様式第8号 事業計画書等の概要 ・様式第9号 公募説明会参加申込書 ・様式第10号 質問票 ・資料1 位置図、配置図、各階平面図
条例 その他資料	(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号） (2) 弘前市交流センター条例（平成18年弘前市条例第80号） (3) 弘前市交流センター管理運営規則（平成18年弘前市規則第61号） (4) 弘前市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年弘前市条例第77号） (5) 弘前市指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成18年弘前市規則第56号） (6) 弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号） (7) 弘前市行政手続条例（平成18年弘前市条例第22号） (8) 弘前市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年弘前市条例第7号） (9) 弘前市物品会計規則（平成18年弘前市規則第47号） (10) 指定管理者選定等に係る情報公開運用指針 (11) 指定管理者制度導入施設のモニタリングに関するガイドライン (12) 指定管理調整費制度における実務手引き (13) 基本協定（案） (14) 年度協定（案）